

博士前期課程高度専門職業人養成コースにおける臨床心理士・公認心理師への対応について

日本臨床心理士資格認定協会による臨床心理士の受験資格に関して、高度専門職業人養成コースの心理臨床研究コースでは、2026年度入試入学生から該当しないこととなった。したがって、臨床心理士の資格取得を希望する者は、一般の博士前期課程を必ず受験すること。

なお、公認心理師については、高度専門職業人養成コースの心理臨床研究コースにおいて、公認心理師法施行規則が定める大学院の指定科目を開講している。